

案件に関連する指摘・対応状況

問題解決済

(1) 問題・指摘の概要

モデルの確立・普及に向けて人材育成とガイドライン等のコミュニティ開発ツールの作成は完了したものの、セネガル側で普及・実施体制の財源が予算化に至らず、事業効果が発現していないことから、2014年度の事後評価にて効率性及び持続性が低いとして総合評価「D」となった。

(2) 原因

- ① 水利組合が所管省庁の方針で給水施設の維持管理に注力することになったため、コミュニティ開発活動に協力することが出来なくなった。
- ② 関連の省庁等においても、組織改編等もあり事業実施のための適切な権限や役割を有していなかった。

(3) これまでの対応及び現状等

2010年10-11月に行われた終了時評価調査では、州開発局が主導してコミュニティ開発モデルを実施普及するための協議会の設置が提言されたが、上記のとおり水利組合の所管省庁が、農業・水利省から水利省に変更となったが、本プロジェクトの実施機関は農業省となり、両省間で本プロジェクトに関する十分な確認・調整が行われなかったことにより、モデルの普及には至っていない。

他方で作成したガイドラインやツール（技術集）は、アフリカ開発銀行等、他のドナーの支援によるプロジェクトにおいても参考として一部活用されており、また、「環境と経済が調和した村落開発推進計画調査（エコビレッジ推進計画）」（2016年に終了）の技術・アプローチ集においても紹介されるなど、類似案件にて参照・活用を推進した。2020年度に実施した同案件の事後評価においては、同アプローチ集が同案件実施機関の後継機関に引き継がれており、EU及び他ドナーが行う類似プロジェクト Toulou Keur における活用可能性がある旨確認した。

(4) 今後の対応・教訓等

今後も類似のプロジェクトにおいて、協力対象組織の所掌・権限に関して計画段階で十分に調査を行った上で、上位目標（普及）の達成を念頭に実施機関を選定する必要がある。